

議第 1 1 3 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

---

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(高島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 高島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 3 0 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

(高島市職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 高島市職員の懲戒の手續および効果に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「6 月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(高島市職員の分限に関する手續および効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 高島市職員の分限に関する手續および効果に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および休職」を「、休職および降給」に改める。

付則に次の見出しおよび 2 項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 高島市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 4 5 号）付則第 1 3 項の規定に基づく措置および規則その他の規程に基づく法附則第 2 6 項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第 2 7 条第 2 項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところに

より、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年高島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書および第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号ならびに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(高島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年高島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高島市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(3) 高島市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第6条第10項の項を削り、同表第20条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第20条第4項の項を削り、同表第20条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年高島市条例第33号）」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表第20条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第20条第4項の項を削り、同表第20条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年高島市条例第33号）」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

付則に次の見出しおよび1項を加える。

(高島市職員の給与に関する条例付則第13項の規定が適用される育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する高島市職員の給与に関する条例付則第13項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(高島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 高島市職員の給与に関する条例（平成17年高島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および勤勉手当」を「、勤勉手当および退職手当」に改める。

第6条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第6項を次のように改める。

- 6 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第6条第10項を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という

。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第11条に次の1号を加える。

(15) 退職手当

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項第1号中「以下」の次に「この項および次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号および第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第20条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号および同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第25条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(退職手当)

第28条の2 退職手当については、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和58年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第3号）の定めによる。

第29条第1項中「第13条」を「第6条および第13条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条中「および初任給調整手当」を「、初任給調整手当、保育士等処遇改善手当、看護師等処遇改善手当および介護士等処遇改善手当」に改

める。

第36条第1項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に改める。

付則に次の見出しおよび7項を加える。

(60歳に達した職員等の給料月額等に関する特例)

- 1 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員
  - (2) 高島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年高島市条例第 号）による改正前の高島市職員の定年等に関する条例（平成17年高島市条例第27号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
  - (3) 高島市職員の定年等に関する条例第9条第1項または第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (4) 高島市職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1 5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを1

00円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第15項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 付則第15項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 付則第13項から前項までに定めるもののほか、付則第13項の規定による給料月額、付則第15項の規定による給料その他付則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

間 勤 務 職 員							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

別表第2 医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

別表第2 医療職給料表(3)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

(高島市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第7条 高島市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成22年高島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項」に改める。

(高島市水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第8条 高島市水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年高島市条例第271号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項」に改める。

(高島市下水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第9条 高島市下水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年高島市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項」に改める。

(高島市職員の高齢者部分休業に関する条例の廃止)

第10条 高島市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年高島市条例第306号)は、廃止する。

(高島市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 高島市職員の再任用に関する条例(平成17年高島市条例第28号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条中第31条の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

(高島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第6条の規定による改正後の高島市職員の給与に関する条例付則第13



項から第19項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 第1項ただし書における第6条中第31条の改正規定については、令和4年5月1日から令和4年9月30日までの間、「保育士等処遇改善手当、看護師等処遇改善手当および介護士等処遇改善手当」とあるのは、「高島市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（令和4年高島市条例第2号）第2条第1項に定める保育士等臨時手当、同条例第3条第1項および高島市病院事業企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程（平成23年高島市病院事業管理規程第16号）第2条に定める看護師等臨時手当および同条に定める介護士等臨時手当」と読み替えるものとする。